

調査の概要及び利用上の注意

1 調査の目的

商業統計調査は、経済産業省所管の指定統計として、全国の卸売・小売業を営む事業所を調査し、その分布状況や販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区別し、商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定第23号）であり、「商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）」によって実施されている。

3 調査の期日

平成16年商業統計調査は、平成16年6月1日現在を調査期日として実施した。

商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（本調査の2年後）に簡易調査を実施している。今回は、中間年の簡易な調査に当たる。

4 3調査同時実施

平成16年は、事業所を対象とする大規模調査である事業所・企業統計調査、商業統計調査及びサービス業基本調査（以下「3調査」という。）が実施される年にあたることから、記入者の負担軽減及び調査の効率的実施を図るため、3調査を1枚の調査票で同時実施した。

5 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類J－卸売・小売業」に属する事業所を対象としている。

また、今回の調査は簡易調査のため、民営（国、地方公共団体以外）の事業所を調査対象とした。

ただし、次に掲げる事業所は調査対象から除かれている。

- (1) 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。）
- (2) 調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であって専従の従業員がいない事業所

6 調査の単位

事業所単位（「場所ごと」、「経営者ごと」）の調査である。従って、経営者が同一であっても異なった場所で商業事業を営んでいる場合は、本店、支店、営業所などそれぞれの場所ごとに調査対象となる。

7 調査の方法及び系統

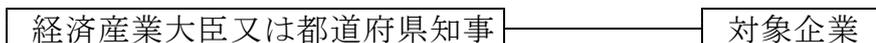
商業統計調査の統計系統は、以下の(1)と(2)による。

- (1) 調査員が、調査票を対象事業所ごとに配布し、対象事業所が自ら調査票に記入する自計方式による調査方式（調査員調査方式）
- (2) 商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は都道府県へ直接提出する調査方式（本社等一括調査方式）

「調査員調査方式」



「本社等一括調査方式」



8 主な用語の説明

(1) 事業所

原則として、一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建築材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）等）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て、他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）
一般的に買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業「大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）」とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。

- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類する。）

(4) 従業者及び就業者

平成16年6月1日現在で、その事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは、「個人業主」及び「無給家族従業者」「有給役員」「常用雇用者」の合計をいい、就業者とは、従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を併せ、「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」を除いたものをいう。

(5) 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) 売場面積（小売業のみ）

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古車）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については、売場面積の調査を行っていない。

(7) セルフサービス方式（小売業のみ）

売場面積の50%以上でセルフサービス方式を採用している事業所をいう。セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ね備えている場合をいう。

- ① 商品が無包装あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること
- ② 備え付けの買物かご、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式であること
- ③ 売場の出口などに設けられた勘定場で、客が一括して代金の支払いを行う形式であること

(8) 営業時間（小売業のみ）

平成16年6月1日現在の開店から閉店までの時間をいい、1時間未満は切り捨てとする。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業の事業所については、この調査を行っていない。

9 産業分類の格付け

産業分類とは、事業所がどの業種にあたるのかを示すもので、1事業所に1産業分類が対応している。原則として「日本標準産業分類」により、商業分類番号から中分類、小分類に格付けする。

なお、平成16年調査は簡易調査であり、商品分類は本調査の5桁分類から3桁分類の括りにしている。また、小分類の一部を細分化し、3桁目にアルファベットを付けている。

(1) 一般的な産業分類の格付け方法

取扱商品が複数の事業所は、原則として次の方法により決定する。

① 卸売業、小売業の決定

年間商品販売額のうち、卸売部門と小売部門のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを定める。(同額の場合は卸売業とする。)

② 産業中分類(2桁分類)の決定

卸売業か小売業のいずれかに決定した後、上位3品目のうち商品分類番号の上位2桁で分類集計し、その最も販売額割合が大きいものによって中分類を決める。(上位2桁が同割合の場合は、若い方の分類番号に格付けする。)

③ 産業小分類(3桁分類)の決定

中分類が決定した後、その中分類に属する商品のうち、商品分類3桁で販売額割合が最も大きいものによって小分類を決める。(上位3桁が同割合の場合は、若い方の分類番号に格付けする。)

(2) 例外的な産業分類の格付け方法

① 「49A 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」

別表1の生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所を格付けする。なお、平成14年調査において「4911 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」に格付けられた事業所は、「49A 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」とみなす。ただし、従業者数が100人未満になった場合は、「49B その他の各種商品卸売業」とする。

② 「49B その他の各種商品卸売業」

別表1の生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所を格付けする。なお、平成14年調査において「4912 その他の各種商品卸売業」に格付けられた事業所は「49B その他の各種商品卸売業」とみなす。ただし、従業者数が100人以上となった場合は、一般的な方法による卸売業格付けとする。

別表1

	生産財	資本財	消費財
産業小分類	501 繊維品 (衣服、身の回り品を除く)	521 建築材料	502 衣服・身の回り品
	522 化学製品	531 一般機械器具	511 農畜産物・水産物
	523 鉱物・金属材料	532 自動車	51A 米穀類
	524 再生資源	533 電気機械器具	51B 野菜・果実
		539 その他の機械器具	51C 食肉
			51D 生鮮魚介
			51E その他の農畜産物・水産物
			512 食料・飲料
			541 家具・建具・じゅう器等
			542 医薬品・化粧品等
			549 他に分類されない卸売

- ③ 「54A 代理商、仲立業」
 平成14年調査以降においては、「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に格付けする。なお、平成14年調査において「5497 代理商、仲立業」に格付けられた事業所は、「54A 代理商、仲立業」とみなす。
- ④ 「551 百貨店、総合スーパー」
 別表2の衣、食、住にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所を格付けする。
 なお、平成14年調査において「5511 百貨店・総合スーパー」に格付けられた事業所は、「551 百貨店、総合スーパー」とみなす。ただし、従業者数が50人未満になった場合は「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」とみなす。
- ⑤ 「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」
 別表2の衣、食、住にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所を格付けする。
 なお、平成14年調査において「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」に格付けられた事業所は、「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」とみなす。ただし、従業者数が50人以上になった場合は、一般的な方法による小売業格付けとする。
- ⑥ 「571 各種食料品小売業」
 中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所で、小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%未満の事業所を格付けする。なお、平成14年調査において「5711 各種食料品小売業」に格付けられた事業所は、「571 各種食料品小売業」とみなす。
- ⑦ 「57D コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」
 中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を格付けする。
- ⑧ 「60P たばこ・喫煙具専門小売業」
 販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上の事業所を格付けする。

別表2

	衣	食	住
産業中分類	56 織物・衣服・身の回り品	57 飲食料品	58 自動車・自転車 59 家具・じゅう器・機械器具 60 その他

10 利用上の注意

(1) 集計結果については、四捨五入の関係で、積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。

(2) 統計表中の記号・表示は次のとおりである。

「X」----- 1又は2の事業所に関する数値であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所である。

また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係等から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。ただし、事業所数、従業者数については秘匿は行っていない。

「-」----- 該当数値のないもの又は調査をしていないもの

「0.0」----- 四捨五入による単位未満のもの

「▲」----- 減少したもの

(3) 事業所・企業統計調査と商業統計調査における産業分類について、一部定義が異なるため、事業所・企業統計調査の産業分類「J 卸売・小売業」の集計結果とは一致しない。

(4) この統計表の数値は、本県が独自に集計したもので、経済産業省発行が公表した数値と異なる場合がある。また、平成17年7月に本県が発行した速報数値とも一部異なる部分がある。

(5) 市町村名は平成16年6月1日現在のものである。また、この報告書で用いている地域区分については、次のとおりである。

東 部 地 域 : 岩槻市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町、庄和町

中 央 地 域 : 川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、桶川市、北本市、さいたま市、伊奈町、吹上町、川里町

西部第一地域 : 川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、上福岡市、大井町、三芳町

西部第二地域 : 飯能市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、名栗村

比 企 地 域 : 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村

利 根 地 域 : 行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、騎西町、南河原村、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町

大 里 地 域 : 熊谷市、深谷市、大里町、江南町、妻沼町、岡部町、川本町、花園町、寄居町

児 玉 地 域 : 本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町

秩 父 地 域 : 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村